

令和6年度 秩父地域里山整備事業補助金（新設）

1. 概要

秩父地域の里山を積極的に活用・維持・管理することにより健全な里山を保全していくため、以下の取組に対して支援します。

- (1) 竹林整備
- (2) 笹等刈払
- (3) 枯損木等処理

- ・自然災害や病害虫による被害木の伐倒・除去
- ・枯死木・倒木・不良木の伐倒・除去
- ・大径木伐倒等による更新伐
- ・道路、住宅、田畑等に被害を及ぼす恐れがある又は環境改善のために必要な樹木の伐倒・除去

2. 補助対象

- (1) 補助対象者：森林所有者又は所有者から委託された者
- (2) 補助対象森林：秩父地域の0.05ha（500m²）以上の森林（竹林整備、笹等刈払は森林整備面積が0.1ha以上。）※庭木は対象外です
- (3) 補助率：定額（補助単価と実際にかかった経費を比較して低い方）
- (4) 補助単価：裏面に記載



竹林整備 整備前



整備後

※写真出典：埼玉県HP

○問い合わせ先

秩父地域森林林業活性化協議会

（電話：0494-26-5301、開所日：月・火・水）

又は、秩父市農林部森づくり課

（電話：0494-22-2369）



○詳細はこちら
(HP「森の活人」)

令和6年度 秩父地域里山整備事業 補助金単価

1 森林整備

区分	事業名	単価	単位
1	竹林整備事業	別紙1のとおり	円/ha
2	笹等刈払事業	466,000	円/ha
3	枯損木等処理事業	別紙2のとおり	円/本
4	竹林整備事業地 笹等刈払事業地	の刈り払い (翌年度整備)	180,000 円/ha

※この単価は、補助金額の上限を算出する単価である。
補助金額は交付要綱に基づき、実行経費との比較により、決定するものとする。

2 調査・測量費

上記1の補助金額合計の10%以内の額を調査・測量等の補助金額の上限とする。

別紙 2

枯損木等処理事業

種別	単価	単位
幹周20cm未満	1,200	円/本
幹周20cm以上 30cm未満	1,900	円/本
幹周30cm以上 60cm未満	7,400	円/本
幹周60cm以上 90cm未満	18,300	円/本
幹周90cm以上	34,800	円/本

※剪定枝葉の集積手間を含む

別紙 1

竹林整備事業単価表

(単位:円/ha)

直径区分	傾斜区分	密度区分	諸経費込 (適用単価)
小径竹	極疎竹林		735,000
	緩	疎	1,013,000
		中	1,108,000
		密	1,203,000
		過密	1,742,000
		超過密	1,837,000
	中	疎	1,114,000
		中	1,218,000
		密	1,325,000
		過密	1,917,000
		超過密	2,021,000
	急	疎	1,215,000
		中	1,331,000
		密	1,443,000
		過密	2,092,000
超過密		2,205,000	
大径竹	極疎竹林		821,000
	緩	疎	1,274,000
		中	1,630,000
		密	2,430,000
		過密	2,785,000
		超過密	3,141,000
	中	疎	1,402,000
		中	1,793,000
		密	2,673,000
		過密	3,064,000
		超過密	3,455,000
	急	疎	1,529,000
		中	1,956,000
		密	2,916,000
		過密	3,343,000
超過密		3,769,000	

※

直径区分	小径竹	大径竹				
	6cm以下	6cm超				
傾斜区分	緩	中	急			
	20°未満	20°以上 40°未満	40°以上			
密度区分	極疎	疎	中	密	過密	超過密
	2,000未満	6,000未満	10,000未満	14,000未満	18,000未満	18,000以上